製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の七の表の四の項上欄中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部改正）

第二条　発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示（平成十二年通商産業省告示第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

附　則

この告示は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第三百二十九号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表二第一項中「又は轟音」を「、轟音又は落石音ガス」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大矢代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県篠山市犬飼

字大瀧谷　一〇一六番　一号

一〇一七番　四号

一〇一八番一　十号から十二号まで

一〇三一番一　五号から九号まで

字大瀧ノ坪　一〇一一番　二号

一〇一四番　三号

一一二番　十三号

一一一六番　十四号

一二〇番　十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺家東谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十九年建設省告示第二百五十五号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県神崎郡市川町上牛尾

字笠形　二〇四二番一から二〇四二番三まで

二〇四四番及び二〇四五番

二〇四四番一から二〇四四番三まで

二〇四六番一から二〇四六番四まで

字小砂リ　二一一三番

字砂リ下シ　二一一四番一から二一一四番三まで

字風呂屋谷　二一一五番

字宮西　二一一六番三及び二一一六番七

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小田谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県豊岡市日高町殿

字小田谷　七四番から七七番まで

七四番一から七四番四まで

七五番一

七六番一及び七六番二

七七番一から七七番三まで

七八番一から七八番四まで

七九番及び八〇番

七九番一

四八八番から四九四番まで

四九九番から五〇二番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市日高町殿

字下中谷　八一番　一号

字小田谷　七三番一　九号

七四番一　八号

八〇番　五号及び六号

四八二番　二号及び三号

四八四番　四号

四九一番　七号

五〇三番一　十号

五〇五番　十一号

四七三番　十二号

三七二番一　十四号

三七二番二　十三号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

粟谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号及び昭和六十三年建設省告示第八百二号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町平田

字堂山　一〇四一番一

一〇四三番から一〇四六番まで

一〇四七番一及び一〇四七番二

一〇四九番

一〇六一番及び一〇六二番

字ホゴヤ　一四〇番及び一四一番

一四三番から一四八番まで

一四九番一、一四九番四及び一四九番五

一五〇番から一五六番まで

字平山　一五七番一

一五八番

一六〇番一

一六一番

字大戸谷　一七七番三

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大村川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県姫路市夢前町菅生澗

字谷ノ奥　六六二番七　一号から十二号まで

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大池川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県加西市西笠原町

字大谷　一七二番二七から一七二番四五まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる区域を除く。）

兵庫県加西市西笠原町

字大谷　一七二番一九　一号から五号まで及び十号から十四号まで

一七二番二八　六号

一七二番三二　七号

一七二番四四　八号

一七二番四七　九号

○国土交通省告示第三百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏